

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 6 年 3 月 4 日 (火)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 勞 働 省 健 康 局
生 活 衛 生 課

目 次

1. 生活衛生関係営業対策について

- (1) 生活衛生関係営業の振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (2) 平成 26 年度予算案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付について・・・・・・・・3
- (4) 平成 26 年度税制改正案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (5) 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について・・・・・・・・5
- (6) 振興指針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (7) 理容業・美容業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (8) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について・・・・・・・・・・7
- (9) クリーニング業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (10) 食品表示の適正化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (11) 標準営業約款の登録普及促進について・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (12) 環境衛生監視指導研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

2. 建築物衛生対策について

- (1) 建築物等の衛生対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- (2) シックハウス対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- (3) 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について・・・・・・10

3. その他

- (1) 墓地埋葬行政にについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- (2) 災害時における御遺体の埋火葬について・・・・・・・・・・・・・・・・10
- (3) 厚生労働大臣表彰について・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- (4) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について・・・・・・11

1. 生活衛生関係営業対策について

<総論>

生活衛生関係営業については、平成 26 年度予算案及び税制改正案、平成 25 年度補正予算において、その振興や活性化のための支援策を盛り込んでいる。

予算については、生活衛生関係営業対策事業費補助金について、平成 26 年度予算案において 10 億円を計上するとともに、新規事業として、本格的な高齢化社会に向けて、生活衛生関係営業者が、各事業者の特性を活かした健康づくり等のサービスの実施を推進するための生活衛生関係営業地域活性化連携事業、衛生水準の確保・向上事業、生活衛生関係営業経営基盤強化事業を設けるなど、生活衛生同業組合・連合会、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県センター」という。）、全国生活衛生営業指導センターの連携を通じて、生活衛生関係営業の衛生確保、基盤強化、経営健全化、地域活性化等の取組の推進を図るための経費を盛り込んでいる。また、被災した生活衛生関係営業者についても、自立支援や被災地の復興に資するため、引き続き、支援に努めていくこととしている。

日本政策金融公庫の融資については、平成 26 年度予算案において、融資枠として 1,150 億円を確保するとともに、低利融資適用設備の拡充や生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額の引上げを図るほか、平成 25 年度補正予算においても、経済対策として、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援のため、制度の拡充を行っており、日本政策金融公庫と連携を図りながら、経営基盤の脆弱な生活衛生関係営業者を支援していくこととしている。

さらに、税制についても、交際費課税について、飲食店の消費の拡大を図る観点から、大企業も含めて、飲食のために支出する費用の額の 50%を損金算入できるようにするなどの見直しを行うとともに、中小企業投資促進税制の拡充などが、平成 26 年度税制改正案として盛り込まれている。

これらの施策を、生活衛生関係営業者の振興・活性化や生活衛生水準の向上に実際に結び付けていくためには、各地方公共団体、保健所、環境衛生監視員、都道府県センター等の関係機関、関係者の役割が重要である。

特に、生活衛生関係営業をめぐる経営環境としては、本年 4 月に消費税率の引上げが予定されており、消費税の適正かつ円滑な転嫁を図るとともに、これらの事業の活性化を図り、経済の好循環を実現していくため、都道府県センターの活用や、経営指導員、経営特別相談員の相談指導の充実を図るなど、必要な支援を行っていただくようお願いする。

また、生活衛生に係る安心・安全の確保を効果的に進めていくためには、環境衛生監視員の監視指導の計画的実施の推進など、行政による衛生規制はもとより、都道府県センターや生活衛生同業者組合を積極的に活用し、自主管理点検表の活用等の営業者の自主的な取組の促進、生活衛生同業組合の活動との連携やこれらのネットワークを活用するといった重層的な取組を進めていくことが重要である。

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、生活衛生関係営業の業種毎に設立された団体であり、衛生施設の維持・向上や

経営の健全化のための役割を担っている。昨年7月の生活衛生課長通知でもお願いしているとおおり、衛生情報の周知など、生活衛生同業者組合の積極的な活用を図るとともに、新規開設営業者等に対して、様々な機会をとらえ、生活衛生同業者組合等に関する情報提供を行っていただくよう、願います。

<各論>

(1) 生活衛生関係営業の振興について

①生活衛生営業指導センターによる支援について

各都道府県に設置されている生活衛生営業指導センターについては、生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談・指導に応じること等を業務としており、その積極的な活用を図るとともに、相談指導の充実のために、特段の配慮を願います。

また、平成26年度予算案においては、新たに生活衛生関係営業地域活性化連携事業の中に、各生衛業の連携強化を通じた地域活性化事業を行うための企画・総合調整に係る経費を計上しており、都道府県センターの企画・調整機能が一層重要となってくると考えているので、配慮を願います。

都道府県センターに対する補助事業については、生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会で審査や評価を実施しているところであるが、これらの意見等も踏まえ、より効果的な事業実施が図られるよう、引き続き、配慮を願います。

②生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について

生活衛生同業組合への加入は任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容、組合加入により受けられる優遇措置等について、詳しく知らない新規開設者等がいるため、平成23年7月、平成24年7月に生活衛生課長通知を発出し、新規開設者等に対し、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、保健所窓口や生活衛生関係営業者に対する研修会等において情報提供をお願いしてきたところである。さらに、平成25年7月にも生活衛生課長通知を発出したところであるが、生活衛生同業組合を通じた同業者のネットワークは衛生行政における重要な社会基盤であり、貴管下の保健所等の関係機関も含め、これらの組合の役割や活動に関してご理解をいただき、引き続き、各種申請や届出、研修会等の様々な機会をとらえて、管下の事業者に対して、生活衛生同業組合に関して情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関して配慮を願っているところであり、引き続き、よろしく願います。

(2) 平成26年度予算案について

平成26年度予算案の主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活衛生関係営業対策事業費補助金（10億円）

中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとと

もに、本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業者が各事業者の特性を活かした生活支援等に係るサービスの実施を促進し、地域活性化を推進する。

a. 都道府県生活衛生営業指導センター

- ・生活衛生関係営業地域活性化連携事業として、各事業者の特性を活かした取組を推進するため、各業の生衛組合が連携して事業を行うための企画・総合調整といったサポートのための経費を新たに計上

b. 全国生活衛生営業指導センター

- ・衛生情報の提供や営業者による自主管理点検等の取組を推進する事業、生活衛生関係営業経営基盤強化事業及び生活衛生関係営業地域活性化連携事業としてシンクタンク機能を活かした支援のための経費を新たに計上

イ 株式会社日本政策金融公庫補給金（18.8 億円）

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金

ウ 被災した生活衛生関係営業業者への支援（0.7 億円）【復興庁一括計上】

東日本大震災で被災した生活衛生関係営業業者の自立支援、被災地の復興に資するため、経営相談、共同利用設備への支援等を実施する。

(3) 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付について

平成 26 年度予算案においては、日本政策金融公庫の生活衛生貸付について、貸付規模として前年度と同額となる 1,150 億円を確保し、生活衛生関係営業業者の資金需要に適切に対応することとしている。

各都道府県におかれては、生活衛生関係営業業者の経営安定化等の支援のため、都道府県センターを活用するなどして、生活衛生資金貸付の概要等について説明会を開催するなど、必要な情報提供や相談対応について、格別の配慮をお願いする。

また、平成 26 年度予算案において、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）の貸付限度額をこれまでの 1,500 万円から 2,000 万円に引上げを図るなど、貸付条件の改善を行っている。また、平成 25 年度補正予算において、耐用年数を超過した設備に係る大規模投資資金についての金利の引下げ措置、創業支援やセーフティネット貸付の充実、第三者保証に係る融資の見直しといった措置を盛り込んでいるところである。

さらに、衛経については、本年 1 月 7 日から、旅館業及び興行場営業については、貸付対象となる従業員数要件を従来の 5 人以下から 20 人以下に変更したところである。

これらの措置も含め、日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付が生活衛生関係営業の投資促進や事業の活性化、経営の健全化等に有効に活用されるよう、営業業者に対する周知や相談対応をお願いする。

(4) 平成 26 年度税制改正案について

平成 26 年度税制改正大綱(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)における生活衛生関係営業に関連する主な内容は、以下のとおりである。

ア 交際費課税の見直し〔法人税、法人住民税、事業税〕

交際費課税について、消費の拡大を図る観点から、①飲食のために支出する費用の額(社内接待費を除く)の 50%を損金算入できることとするとともに、②中小法人に係る交際費の損金算入の特例(800 万円まで全額損金算入)を延長する(中小法人については①又は②のいずれかを選択。適用期限は 2 年)。

イ 公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長〔所得税、法人税、固定資産税〕

公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特別償却(8%)を 2 年延長する。また、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、1/2 を参酌して 1/3~2/3 の範囲内において市町村の条例で定める割合に価格を乗じた額を課税標準とする制度(わがまち特例)を導入した上で 2 年延長する。

ウ 旅館・ホテルの建物に係る固定資産評価の見直し〔固定資産税〕

固定資産評価基準における鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の旅館・ホテルの用に供する家屋に係る経過年数を 45 年(現行 50 年)に短縮し、平成 27 年度の評価替えから適用する。

エ 中小企業投資促進税制の拡充及び延長〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業投資促進税制について、一部の設備に係る即時償却又は税額控除の割合の上乗せなどの拡充を図った上で、適用期限を 3 年延長する。

オ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を 2 年延長する。

カ 小規模企業共済制度における掛金控除等の措置〔所得税、相続税、個人住民税〕

小規模企業共済等掛金控除等の対象となる小規模企業者の範囲を、宿泊業又は娯楽業を営む者で、常時使用する従業員の数が 20 名以下(現行：5 名以下)のものに拡充する。

(5) 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率（地方消費税を含む。）の引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が制定され、平成 25 年 10 月 1 日に施行されたところである。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が講じられており、その内容を分かりやすく解説した各特別措置についてのガイドラインが公表されているので、各都道府県におかれては、消費税転嫁対策特別措置法及びガイドライン等の理解及び遵守について、貴管下の生活衛生関係営業者に対して適宜周知をお願いする。また、都道府県センターに対して、相談に遺漏のなきよう指導をお願いする。

なお、消費税率の引上げに伴う公衆浴場入浴料金の統制額の指定については、平成 25 年 12 月に生活衛生課長通知を発出し、留意点をお示しているところであるが、公衆浴場入浴料金の改正について、遺漏のないよう配慮をお願いする。

(6) 振興指針について

本年度は、理容業、美容業、クリーニング業、興行場営業、飲食店営業（すし業）について、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の審議を踏まえ、3 月に振興指針の改正（告示）を予定している。営業者や組合等が同指針を有効に活用し、事業の振興や活性化が図られるよう、配慮をお願いする。

また、生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定事務は地方厚生局が行うこととなっているため、各都道府県においては、地方厚生局と連携を図るとともに、認定を受けた組合において、毎事業年度終了後に提出する実施状況報告に加え、5 年計画の 4 年目に 4 年間の実績まとめと自己評価（中間評価）を、5 年計画の終了時に 5 年間の実績まとめと自己評価（事後評価）の報告を求めることとしているので、当該事務が円滑に実施されるよう、引き続き、ご協力をお願いする。

平成 26 年度は、飲食店営業（めん類）、旅館業、浴場業の振興指針の改正を予定している。

なお、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）において、振興計画の認定事務及び実施状況報告の事務等については、地方厚生局から都道府県に移譲することとされており、今後、関係法令の改正が予定されている。

(7) 理容業・美容業について

①理容師・美容師養成施設の指定等について

理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等については、各地方厚生局におい

て実施しているが、これらを円滑に実施するためには都道府県の御協力が不可欠であり、今後とも情報提供や立入調査等について格別のご協力をお願いする。

なお、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）において、理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等に係る事務については、地方厚生局から都道府県に移譲することとされており、今後、関係法令の改正が予定されている。

②理容業及び美容業に対する指導監督等について

理容所及び美容所に対する指導監督については、その衛生水準を確保するために実施していただいているが、理容師又は美容師の資格を有しない者による理容行為又は美容行為等不適切な業務や、理容所で美容師が働くといった混在勤務が行われることのないよう、指導監督の徹底をお願いする。

さらに、理容業及び美容業については、管理理容師及び管理美容師資格認定講習会が実施されているところであるが、同講習会は免許取得後に実務経験における実際の取組状況を確認し、実践的な知識を習得する機会であるので、新規受講対象者を中心に管理理美容師の資格取得の促進が図られるよう、周知・啓発をお願いする。

③まつ毛エクステンションについて

まつ毛エクステンションについては、美容師免許を有しない営業者の実施したサービスにより、健康を害した利用者が発生した事案を契機として、平成 20 年及び平成 22 年に美容師が行う業務として通知し、まつ毛エクステンションの危害防止のため、周知や指導監督をお願いしている。

一方で、美容師免許を有しない営業者が営業を行っているとの情報があり、まつ毛エクステンションのサービスを受ける消費者の安全を基本として平成 23 年 11 月より「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、安全なまつ毛エクステンションの在り方について検討を始め、平成 24 年 8 月に「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理」がとりまとめられた。これを踏まえ、まつ毛エクステンション教育プログラム検討会において教育プログラム等に係る検討が行われ、昨年 6 月、まつ毛エクステンションの教育プログラム等がとりまとめられ、生活衛生関係営業等衛生問題検討会に報告が行われたところである。この教育プログラムに沿って、日本理容美容教育センターにおいても美容師養成課程における教科書の作成が進められており、美容師養成施設におけるまつ毛エクステンションに係る教育の充実が図られることとなっている。

また、生活衛生関係営業等衛生問題検討会における審議を踏まえ、昨年 6 月に通知（「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」）を発出しているところであるが、まつ毛エクステンションの安心・安全を確保するため、消費者に対する情報提供等の取組の徹底について、営業者に対する周知や指導監督、消費者等に対する注意喚起を引き続きお願いする。

④エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議について

平成 23 年 12 月に消費者委員会委員長から厚生労働大臣に対して「エステ・美

容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされ、健康被害等に関する情報の提供と的確な対応等に関して指摘されているところである。これを踏まえ、昨年10月の「消費者から寄せられたエステティックによる健康被害等に関する情報への対応について」により、消費者から寄せられたエステティックによる健康被害等に関する情報への対応の状況について情報提供を行っているところであり、引き続き、寄せられた情報への適切な対応を図るようお願いする。

(8) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について

公衆浴場等を発生源とするレジオネラ症の発生・拡大防止については、各都道府県で条例等を定め、営業者に対し指導していただいているが、引き続き、周知や指導を行うとともに、レジオネラ症患者発生時における感染源の特定等、迅速な対応をお願いする。

また、3月5日の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、レジオネラ症の最新の動向、検査方法等の最新の知見等に関して専門家による説明を実施するところであり、活用をお願いする。

(9) クリーニング業について

① クリーニング師研修等の受講の促進について

クリーニング師研修等については、離島の居住者等に対する通信制による研修の実施の拡大が図られるなど、受講しやすい研修となるような配慮が進められているところであるが、受講率の向上を図ることが課題となっているところである。そのためには、研修受講予定者名簿の精緻化を図り、研修実施機関による受講勧奨を効果的に進めていくことが課題となっているので、名簿の精緻化のため研修実施機関に対して必要な協力をお願いするとともに、クリーニング師の研修等の受講について、営業者に対する周知を徹底する等、受講促進のより一層の配慮をお願いする。

② 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について

クリーニング業法に基づく届出等については、新たに引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取組を進めるため、建築指導部局等との連携に努めるようお願いしているが、平成24年11月の生活衛生課長通知のとおり、既存のクリーニング所に係るクリーニング業法の取扱いに関しては、営業者が病気や高齢等のために親族等の後継者へ地位を継承するために同法の第5条の規定に基づく新たな届出が行われた場合は、相続によって地位の継承が行われた場合に準じて、事業に切れ目の生じないように手続きが円滑に行われるよう、引き続き配慮をお願いする。

また、クリーニング事業者が建築基準法の違反是正措置を講じるため、違反是正に係る猶予期間、申請書類等の簡略化、申請手数料の減免等を講じている地方公共団体も出てきている。特定行政庁と協議を行う際には、引き続き都道府県セ

ンターとともにご協力をお願いする。

(10) 食品表示の適正化について

ホテル、レストラン等における食品表示の不適正な事案が社会問題となったことを踏まえ、消費者庁を中心に関係省庁が連携して、食に関わる事業者団体に対して、景品表示法に基づく食品表示の適正化に向けた取組の徹底を要請してきたところである。さらに、消費者庁においては、景品表示法に基づく措置命令が行われるとともに、景品表示法の改正等に向けた取組も進められているところである。これらの状況を注視していただくとともに、消費者行政担当部局とも連携のもと、景品表示法等の関係法令の遵守について、適宜、関係業界への周知・啓発をよろしく願う。

(11) 標準営業約款の登録普及促進について

標準営業約款については、これまでクリーニング業、理容業及び美容業、めん類飲食店業及び一般飲食店営業の5業種について設定されている。

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターにおいて、平成元年度から毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、これに厚生労働省としても後援を行い、特にこの期間における普及及び登録促進を実施するほか、ホームページ(<http://www.seiei.or.jp/anan/smark.html>)や広報誌への掲載等による広報を行っているところである。

各都道府県、保健所設置市及び特別区においても、約款の普及及び登録促進のため、地域広報誌への掲載、関係団体への協力依頼等を積極的に実施されるよう、ご配慮をお願いする。特に、消費者に最も身近な市町村での広報の活用は、本制度の普及及び登録促進にとって効果的であるので、管内市町村等への要請をお願いする。

また、平成21年度から標準営業約款登録事業者に対しては、株式会社日本政策金融公庫の融資が一層低利に受けられることから、都道府県センターと連携を図り各営業者の登録促進に配慮をお願いする。

(12) 環境衛生監視指導研修について

環境衛生監視員に対する研修会を国立保健医療科学院と連携して行っており、昨年11月に研修を実施したところである。来年度も研修を予定しているので、活用いただくようお願いする。

2. 建築物衛生対策について

(1) 建築物等の衛生対策について

特定建築物の衛生対策については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号）に基づき推進しているところであるが、空気環境の調整等の建築物環境衛生管理基準については、不適合率が高止まりしている。引き続き立入検査等を通じた指導助言の強化をお願いする。

また、平成 25 年 7 月 22 日付で食品安全委員会より通知された、水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価に基づき、「水質基準に関する省令」の一部を改正し、亜硝酸態窒素に係る基準（0.04mg/L）を追加することとされた。この改正に対応して、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」を改正し、特定建築物における飲料水水質検査項目に亜硝酸態窒素を追加（0.04mg/L。定期検査の頻度は 6 月に 1 回）することとし、本年 4 月 1 日から適用することとしているので、留意をお願いする。

(2) シックハウス対策について

住宅等の室内で建材から放散する化学物質等を原因とした室内空気汚染等による健康影響の問題、シックハウス症候群については、様々な要因が複雑に関係していると考えられ、これまで関係省庁において原因分析、防止対策、相談体制整備、研究、汚染住宅の改修等の総合的な対策が行われてきたところである。このうち、厚生労働省の主な取組は以下のとおりである。

① 室内空気中の化学物質による健康影響等に関する研究等について

シックハウス症候群の発生予防・症状軽減のための室内環境の実態調査と改善対策に関する研究を行っている。

② 建材等から放散される化学物質の室内濃度指針値等の策定について

これまでにホルムアルデヒド等 13 物質の室内濃度指針値と TVOC（総揮発性有機化合物）の暫定目標値のほか、「室内空気中化学物質の測定マニュアル」及び「室内空気中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き」を策定した。

なお、室内濃度指針値については、シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会（医薬食品局が事務局）において、来年度以降見直す方向で検討が進められている。

③ シックハウス担当職員研修について

3 月 5 日に「生活衛生関係技術担当者研修会」を開催し、シックハウス症候群についても、上記の研究等の成果も交えて専門家による講演を実施するところであり、各都道府県等においては、これらも活用いただき、シックハウスに関する普及啓発や相談体制の充実について、引き続き、配慮をお願いする。

(3) 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率（地方消費税を含む。）の引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から「消費税転嫁対策特別措置法」が平成 25 年 10 月 1 日に施行され、これに基づき、上述のとおり、関係省庁の連携のもとに、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう必要な取組を進めるところであり、都道府県におかれては、消費税転嫁対策特別措置法及びガイドライン等の理解及び遵守について、貴管下の建築物衛生の関係者に対しても周知をお願いする。

3. その他

(1) 墓地埋葬行政について

墓地経営に係る認可等の権限については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）に基づき、都道府県からすべての市へ移譲が行われたところである。墓地経営については、「墓地経営・管理の指針」も踏まえ、国民の宗教的感情に適合し、公衆衛生上その他公共の福祉の見地から適切な運営が安定的に行われるよう、適切な指導をお願いする。

また、「公益法人制度改革に伴う『墓地経営・管理の指針』の解釈等について」（平成 20 年 8 月 14 日付け健衛発第 0814001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）において、「墓地経営・管理の指針」における公益法人には公益認定法人が該当する旨、お示ししている。新公益法人制度が施行された平成 20 年 12 月 1 日以降、新たな墓地経営を行う法人に対する墓地経営許可申請については、公益認定法人への移行に係る指導について対応していただいているものと考えているが、やむを得ず特例民法法人から一般法人へ移行する既存の法人に対しても、引き続き、公益認定の取得に向けた具体的な計画を書面により提出させるなど、公益認定を取得した上で安定的に・永続的に墓地経営が行われるよう、適切に指導をお願いする。

さらに、墓地埋葬法に基づく適切な埋火葬が行われるよう、火葬の許可申請時に、同法の内容等に関する住民への周知広報に努められたい。

(2) 災害時における御遺体の埋火葬について

東日本大震災時においては、墓地埋葬法に基づく埋火葬の許可の特例措置を講じたところであるが、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）が制定され、これらの大規模災害時等において埋火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害を防止するために緊急の必要がある場合における墓地埋葬法の第 5 条及び第 14 条の特例措置が定められているので、ご留意いただきたい。

また、大規模災害時の埋火葬の円滑な実施のため、「広域火葬計画の策定について」（平成 9 年 11 月 13 日付け衛企第 162 号厚生省生活衛生局長通知）におい

て広域火葬計画の策定についてお願いをしているが、大規模災害時において御遺体を円滑に火葬する体制を確保することが重要である。このため、国においても関係省庁の連絡・推進体制の強化を図っているところであるが、上記通知でもお願いしているとおり、関係部局の連携のもと、広域的な火葬のための計画を策定し、火葬場の処理体制の把握、近隣地方公共団体との相互扶助協定等の締結、関係事業者と物資や搬送等に関する協定を締結するなどの資材の確保のための取組を進め、広域的な火葬体制が確保されるよう、改めてお願いする。

なお、地方公共団体においては災害時における柩等の物資の供給やご遺体の搬送等の協力に関して関係事業者・団体との協定の締結が進んでいるところであるが、厚生労働省においても関係省庁の協力のもと、これらの物資の供給や搬送等について葬祭業や霊柩自動車運送業に係る全国団体に対して地方公共団体との協定締結に関して協力をお願いしているところであるので、災害時における協定の締結の推進に取り組んでいただきたい。

(3) 厚生労働大臣表彰について

当課所管の厚生労働大臣表彰については、以下のとおりであり、平成26年度も昨年同様に実施することとしているので、理容師美容師養成功労者については5月末日まで、その他の表彰については6月末日までに被表彰者の推薦をお願いする。

①生活衛生功労者表彰（表彰式典：平成26年10月28日〈予定〉）

○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

②理容師美容師養成功労者表彰（表彰式典：平成26年8月上旬〈予定〉）

○現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

③建築物環境衛生功労者表彰（表彰式典：平成27年1月下旬〈予定〉）

○建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者を表彰。

(4) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について

都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者（同功績により都道府県知事の表彰又は感謝状を受けたことがある者で、かつ、2期6年以上その職にあるものが条件）に対し、健康局長感謝状の贈呈を行っていることから、該当する都道府県がある場合は、推薦方お願いする。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1. 平成 26 年度生活衛生課関係予算案等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・資-1
2. 生活衛生関係営業者の資金繰り支援（日本政策金融公庫出資金）・・・・資-4
3. 平成 26 年度生活衛生関係税制改正・・・・・・・・・・・・・・・・資-5
4. 生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について・・・・資-8
5. 生活衛生関係営業の振興指針の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・資-10
6. 標準営業約款制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・資-11
7. 建築物環境衛生対策関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・資-13
8. 生活衛生課所管表彰一覧・・・・・・・・・・・・・・・・資-17

平成26年度生活衛生関係予算案等の概要

予 算	26年度予算案	[25年度予算]
	2,980百万円	[2,650百万円]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金

1,000百万円 [797百万円]

中小零細の生活衛生関係営業業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業業者が各事業者の特性を活かした生活支援等に係るサービスの実施を促進し、地域活性化を推進する。

㊦ 衛生水準の確保・向上事業 52百万円

衛生水準の確保・向上を図るため、衛生情報の提供や営業業者による自主管理点検等の取組を推進する。

㊦ 生活衛生関係営業地域活性化連携事業 141百万円

本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業業者の連携のもと、各事業者の特性を活かした健康づくりや生活支援等のサービスの実施を推進する。

㊦ 生活衛生関係営業経営基盤強化事業 38百万円

小規模事業者・中小企業対策として、生活衛生関係営業業者が経営環境等の変化に適切に対応できるよう、相談・支援体制を整備し、生活衛生関係営業業者の経営改善や事業活性化等の支援に取り組む。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金

1,877百万円 [1,705百万円]

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金。

3. 被災した生活衛生関係営業業者への支援（復興庁一括計上）

71百万円 [115百万円]

東日本大震災で被災した生活衛生関係営業業者の自立支援、被災地の復興に資するため、経営相談、共同利用設備への支援等を実施する。

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1, 150億円 [1, 150億円]

2. 貸付制度の改善

- (1) 振興事業貸付の特別利率適用設備の拡充
理容業・美容業に係る送迎・訪問用車両について金利の引下げ
- (2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額の拡充
貸付限度額を2,000万円に引上げ（現行：1,500万円）
- (3) 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援 【平成25年度補正予算：7.7億円】
（日本政策金融公庫出資金）
 - 設備資金貸付利率特例制度の創設
耐用年数超の設備に係る大規模な投資の資金について金利の引下げ
 - 生活衛生関係営業の創業支援等の充実
女性・若者・高齢者の創業時や事業承継時の資金について金利の引下げ
 - 生活衛生関係営業セーフティネット貸付の拡充
経営環境変化資金・金融環境変化資金について金利の引下げ
 - 生活衛生関係営業の耐震化支援
耐震診断の資金について金利の引下げ、耐震改修の貸付制度の拡充（貸付期間の延長等）
 - 第三者保証に係る融資の見直し
新創業融資制度及び無担保融資特例制度の拡充（上乗せ金利の引下げ）
※ 個人の第三者保証は原則徴収しない取扱いとする。

税制改正

1. 交際費課税の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

交際費課税について、消費の拡大を図る観点から、①飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く）の50%を損金算入できることとするとともに、②中小法人に係る交際費の損金算入の特例（800万円まで全額損金算入）を延長する（中小法人については①又は②のいずれかを選択。適用期限は2年）。

2. 公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長

〔所得税、法人税、固定資産税〕

公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る特別償却（8%）を2年延長する。また、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に価格を乗じた額を課税標準とする制度（わがまち特例）を導入した上で2年延長する。

3. 旅館・ホテルの建物に係る固定資産評価の見直し（※）

〔固定資産税〕

固定資産評価基準における鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の旅館・ホテルの用に供する家屋に係る経過年数を45年（現行50年）に短縮し、平成27年度の評価替えから適用する。

4. 中小企業投資促進税制の拡充及び延長（※）

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業投資促進税制について、一部の設備に係る即時償却又は税額控除の割合の上乗せなどの拡充を図った上で、適用期限を3年延長する。

5. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（※）

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

6. 小規模企業共済制度における掛金控除等の措置（※）

〔所得税、相続税、個人住民税〕

小規模企業共済等掛金控除等の対象となる小規模企業者の範囲を、宿泊業又は娯楽業を営む者で、常時使用する従業員の数が20名以下（現行：5名以下）のものに拡充する。

（※）：関係省庁と共同要望

生活衛生関係営業者の資金繰り支援（平成25年度補正予算関係） （株）日本政策金融公庫への政府出資金

生活衛生関係営業における投資促進や基盤強化のため、（株）日本政策金融公庫の融資について、拡充を図る。

■ 事業概要

平成25年度補正予算額：7.7億円

- **設備資金貸付利率特例制度の創設**
 - ✓ 耐用年数超の設備に係る大規模な投資の資金について金利の引下げ
- **生活衛生関係営業の創業支援等の充実**
 - ✓ 女性・若者・高齢者の創業時や事業承継時の資金について金利の引下げ
- **生活衛生セーフティネット貸付の拡充**
 - ✓ 経営環境変化資金・金融環境変化資金の金利の引下げ
- **生活衛生関係営業の耐震化支援**
 - ✓ 耐震診断の資金について金利の引下げ
 - ✓ 耐震改修の貸付制度の拡充（貸付期間の延長等）
- **第三者保証に係る融資の見直し**
 - ✓ 新創業融資制度の拡充（上乗せ金利の引下げ）
 - ✓ 無担保融資特例制度の拡充（上乗せ金利の引下げ）

※個人の第三者保証は原則徴求しない取扱いとする。

交際費課税の見直し (法人税、法人住民税、事業税)

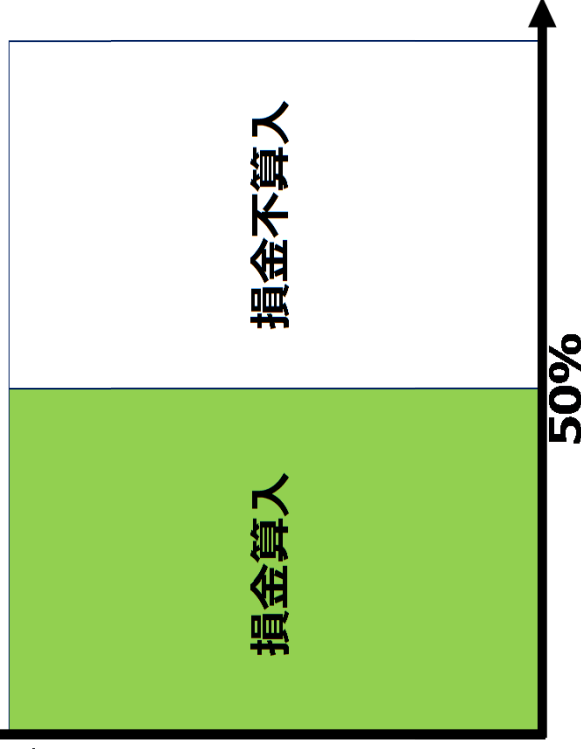
大綱の概要

交際費課税について、消費の拡大を図る観点から、①飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く）の50%を損金算入できるとともに、②中小法人に係る交際費の損金算入の特例（800万円まで全額損金算入）を延長する（中小法人については①又は②のいずれかを選択。適用期限は2年）。

改正後の
イメージ

①飲食費の損金算入

上限なし



※社内接待費を除く

②中小法人に係る損金算入の特例

損金不算入

(控除限度額)
800万円

損金算入

100%

(損金算入割合)

※中小法人は①又は②のいずれかを選択

中小企業投資促進税制の拡充・延長

(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

大綱の概要

- 中小企業の生産性向上に向けた設備投資（ソフトウェア組込型装置を含む）を**即時償却**や税額控除で支援
- 税額控除を利用可能な法人を拡大（従来：資本金3,000万円まで → 改正：**1億円まで**）
- 資本金3,000万円までの法人に対して税額控除割合を上乗せ（従来：7% → 改正：**10%**）

上乗せ措置の適用対象

○旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど一定の要件に該当する以下の設備

- ・**すべての機械装置（ソフトウェア組込型装置は最新モデル・二世代前モデル、それ以外の装置は最新モデル）**
- ・**サーバー、試験・測定機器（最新モデルのみ）**
- ・**稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア**

（最新モデルのみ、生産性向上要件なし）

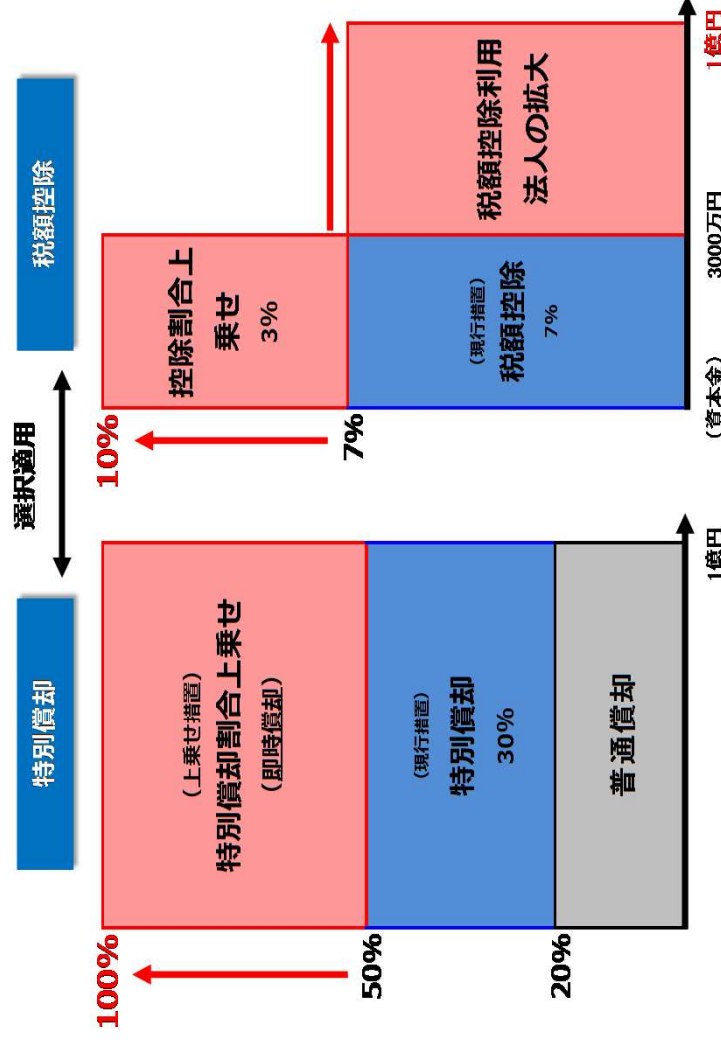
- 工業会等がメーカーから申請を受けて確認
- 投資収益率が5%以上となる投資計画に記載された設備（現行措置の対象設備（貨物自動車、内航船舶を除く。）に限る。生産性向上・最新モデル要件なし）
- 申請者が作成する簡素な設備投資計画を、税理士等がチェックし、経済産業局が確認

現行措置

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)
機械・装置	すべて(1台160万円以上)
器具・備品	電子計算機(複数台計120万円以上) デジタル複合機(1台120万円以上)
工具	試験又は測定機器(複数台計120万円以上)
ソフトウェア	測定工具及び検査工具(複数台計120万円以上)
貨物自動車	積載量計70万円以上 車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%

上乗せ措置(3年間の措置として創設)

※上乗せ措置は平成26年1月20日から適用



現行措置(3年間の延長)

少額減価償却資産の取得価額損金算入の特例の延長

(法人税、所得税、法人住民税、事業税)

大綱の概要

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、即時償却を認める制度について、その適用期限を2年延長する。

